

犯罪被害者等の被害回復のための休暇

## 取組の ポイント

犯罪被害者の方々には、

- ・被害によって生じる心身の不調等の回復
  - ・警察の事情聴取や裁判などの刑事手続きや出廷のほか、その準備にも多くの時間が必要
- のための休暇制度が必要です。



毎年開催している「犯罪被害者支援京都フォーラム」の様子

## 取組の目的・概要

- ・京都犯罪被害者支援センターは、平成10年に全国で10番目の民間被害者支援団体（任意団体）として設立され、2年後の平成12年には社団法人として組織を確立し、電話相談、面接相談その他の活動を通じて、犯罪及び犯罪に類する行為、災害等により被害を受けた者並びにその家族及び遺族（以下「被害者等」という。）が抱える悩みの解決及び被害者等の心のケア等を支援するとともに、社会全体が被害者等をサポートできる環境づくりに寄与することを目的として支援活動をしています。
- ・同センターは、被害者支援を行う地域に根ざした支援組織として、京都市が開催している「企業向け人権啓

発講座」において、企業においても従業員やその家族が犯罪の被害に遭った場合の支援として、例えば休暇の取得に配慮するなど、犯罪被害者等の置かれている状況を理解した対応が求められることを講演するなど、啓発活動を行っています。

- ・被害者は、犯罪による直接的な被害だけでなく、精神的被害や経済的被害など様々な被害に対する救済や支援・援助を求めており、被害者のサポートは公共機関だけではカバーできない部分も多く、被害者相談の受け皿として活動を続けておられる、同センター事務局長の富名腰由美子さんに同センターの活動状況をお聞きしました。

### 組織概要

[ 設 立 ] 2000 年  
 [ 事業内容 ] 京都府公安委員会指定 犯罪被害者等  
 早期援助団体  
 [ 所在地 ] 京都府京都市上京区

[ 従業員数 ] 相談員 46 名、研修生 18 名  
 (2018 年 10 月 16 日現在)  
 [ U R L ] <http://kvsc.kyoto.jp/>

## 取組内容と特徴

### 犯罪被害者等の人権 ～企業が理解し、配慮すべきこと～

- ・ 犯罪被害に遭うと、生命や身体、財産等に対する直接的な被害だけでなく、精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職等による経済的困難、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材・報道等、それまでに経験したことのない様々な問題に苦しめられます。これらは二次的被害とされています。
- ・ 特に、警察や検察での事情聴取、弁護士と裁判の打合せなど時間的負担も大きく、治療などのためにも休暇を取らざるを得ないことがあります。体調不良による仕事への影響、人間関係への支障など職場での配慮や理解が求められます。安心して休暇を取ることができ、精神的負担を感じずにすむ環境づくり、何より仕事を続けられることが、その後の生活を支える大きな基盤です。本人のみならず家族が犯罪の被害に遭った場合の支援としても、休暇の取得に配慮するなど状況に応じた対応が求められます。

### 被害者支援活動

- ・ 被害者から電話相談を受けた後、あるいは警察からの情報提供などがあると、まずは被害者や遺族に会って面接相談を行います。面接相談の中で支援として必要なことを確認し、弁護士やカウンセラー、精神科医などの専門家につなぐ場合があります。さらに裁判傍聴の付添い、代理傍聴及び報告、証人席等での付添いな

ど直接支援も行います。大切にしていることは、じっくり話を聴くこと、適切な所につなぐこと、一人にしないこと、二次被害を与えないこと、必要な情報を提供することです。

- ・ 無関心が一番怖いと被害者は言われます。被害者の置かれた状況について知っていただくことが理解の始まりだということを痛感しています。事件や事故などの報道を見て、事件の向こうに被害者やその家族がいることを想像してほしいです。関心を持って、持ち続けてほしいです。

### 貴重な人材を確保する観点からも 被害回復・負担軽減の支援となる休暇制度を

- ・ 職場における理解と配慮について、安心して刑事手続きにかかわれるような休暇制度と周囲の配慮が重要です。
- ・ 奥さんと子供さんを亡くされた男性が、事件後、検察や弁護士との打合せ、裁判、取材等のために多くの時間が取られましたが、職場に復帰できたとき、同僚が事件以前と変わらない態度で接してくれたことが、安心して一番ありがたかったと言われました。
- ・ 別の遺族が休暇を取ることに限っては上司の深い理解があったことを特に強調されたことがありますが、年次有給休暇で間に合わない場合は、休んだ分だけ収入が減ることになるため、やはり特別休暇のような制度が必要と言われました。

犯罪被害者の方々が仕事を続けられるようにするため、年次有給休暇だけではなく、被害回復・負担軽減のための休暇制度について検討してみませんか？  
この休暇制度は、例えば以下のような手順で導入することが考えられます。

事業者の皆様へ

- ① 人事・労務管理担当部署において、犯罪被害に遭った社員の相談窓口を作る
- ② 特別な休暇制度（裁判員休暇、リフレッシュ休暇など）の一つとして、「犯罪被害者等休暇制度」を創設する
- ③ 社内広報、研修等において、犯罪被害についての従業員の理解を深めるとともに、犯罪被害者等となった従業員は、取得できる旨を周知する